

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当金庫所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預入払出兼用機その他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に提供されます。

なお、キャッシュカード規定第1条に定める支払提携先・振込提携先のうち、一部の支払提携先・振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができないATMを設置している場合があります。この場合、当該ATMではキャッシュカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

3. (1日あたりの払戻限度額の適用区分)

当金庫は、ICキャッシュカードを用いて当金庫および支払提携先のATMを利用した預金の払戻しおよび預金の払戻しによる振込・振替を行う場合について、当金庫の定めにより1日あたりの払戻限度額を設けるものとします。また、当該払戻限度額は、当金庫の定めによりICチップ提供機能を利用することにより、別途定める生体認証規定による当金庫所定の本人確認を利用した預金の払戻しの場合と、それ以外の預金の払戻しの場合とに区別して、それぞれ適用するものとします。

4. (代理人カード)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ、払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのICキャッシュカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。
- (2) 代理人はキャッシュカード規定第1条に規定されている預金取引の一切について本人を代理できる権限を有するものとし、本人は代理人の行った預金取引が代理権の範囲外であることを当金庫に対して主張することはできません。
- (3) 代理人に対する代理権授与を取消した場合（代理人が本人と生計をともにする親族ではなくなった場合も含む。）には、直ちに当金庫に届出てください。本人は届出以前に代理権が消滅したことを当金庫に対して主張することはできません。
- (4) 代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (5) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

5. (振込カード機能)

- (1) 当金庫の I C キャッシュカード対応 A T M 等において振込を実施した場合には、I C キャッシュカード対応 A T M 等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、I C チップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下、「振込情報」といいます。）を、当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) I C チップ内に蓄積された振込情報は、I C チップが故障した場合には復元できません。また、I C キャッシュカードを再発行する場合には新しい I C キャッシュカードには当該振込情報は引き継がれません。

6. (I C キャッシュカード対応 A T M 等の故障時の取扱い)

I C キャッシュカード対応 A T M 等の故障時には、I C チップ提供機能の利用はできません。

7. (I C チップ読取不能時の取扱い等)

- (1) I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応 A T M 等において I C チップを読み取ることができなくなった場合には、I C チップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続きにしたがって、すみやかに当金庫に I C キャッシュカードの再発行を申出てください。
- (2) I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応 A T M 等において I C チップを読み取ることができなくなったことにより障害が生じても、当金庫は責任を負いません。

以 上

(2019 年 6 月 現在)